

神奈川県警察広域緊急援助隊の編成及び運用について(概要)

例規第 34 号 (平成 18 年 4 月 10 日)

このたび、神奈川県警察広域緊急援助隊の編成及び運用について次のとおり定めたので、運用上誤りのないようにされたい。

記

第 1 趣旨

この例規通達は、他の都道府県において大規模災害発生時等に、他の応援派遣部隊に先行して被災地に到着し、被災状況の把握、被災者の救出救助、緊急交通路の確保、検視、遺族への対応等の活動を行う神奈川県警察広域緊急援助隊の編成及び運用について必要な事項を定めるものとする。

第 2 用語の意義

- 1 神奈川県警察広域緊急援助隊 (以下「県広域緊急援助隊」という。) 神奈川県警察の警察官により構成される広域緊急援助隊をいう。
- 2 関東管区広域緊急援助隊
関東管内の各県警察の隊員で連合編成により構成される広域緊急援助隊をいう。
- 3 神奈川県警察広域緊急援助隊 (警備部隊) (以下「警備部隊」という。) 県広域緊急援助隊のうち、主として救出救助の活動を行う部隊をいう。
- 4 神奈川県警察広域緊急援助隊 (交通部隊) (以下「交通部隊」という。) 県広域緊急援助隊のうち、主として交通関係の活動を行う部隊をいう。
- 5 神奈川県警察広域緊急援助隊 (刑事部隊) (以下「刑事部隊」という。) 県広域緊急援助隊のうち、主として検視、遺族への対応等を行う部隊をいう。
- 6 大規模災害
震度 6 弱以上 (東京都 23 区内にあつては震度 5 強以上) の地震その他の大規模な災害をいう。
- 7 大規模災害発生時等
大規模災害が発生した場合又は東海地震注意情報若しくは津波警報 (大津波) が発せられた場合その他の大規模災害がまさに発生しようとする場合をいう。
- 8 被災地
大規模災害が発生し、又はまさに発生しようとする地域をいう。
- 9 被災県警察
被災地を管轄する都道府県警察をいう。

第 3 編成及び任務

- 1 部隊編成
警備部隊の編成は別表第 1、交通部隊の編成は別表第 2、刑事部隊の編成は別表第 3 のとおりとする。ただし、階級別人員については、編成上の支障がある場合は、この限りでない。
- 2 班の任務
各部隊に編成する班の任務は、次のとおりとする。
なお、交通部隊及び刑事部隊の指揮官は、現地の実情を踏まえ、指揮下にある部隊員の任務を組み替えて運用することができるものとする。
 - (1) 警備部隊
 - ア 先行情報班
警察用航空機等で被災地に直ちに先行し、被災状況、道路状況等に係る情報その他の県広域緊急援助隊の部隊活動に必要な情報の収集及び報告に当たる。
 - イ 特別救助班

極めて高度な救出救助能力を必要とする災害現場において、より迅速かつ的確に被災者の救出救助に当たる。

ウ 救出救助班

速やかに被災地に赴き、被災者の救出救助、避難誘導等に当たる。

エ 隊本部班

食糧、飲料水等の管理及び配布、広報、被災県警察との連絡調整その他当該部隊の災害警備活動全般に係る活動の支援に当たる。

(2) 交通部隊

ア 先行情報班

交通対策班に先行し、緊急交通路として確保すべき道路の被災状況等の情報の収集及び報告に当たる。

イ 交通対策班

緊急交通路として確保すべき道路の応急対策、緊急交通路の交通規制及びその担保措置並びに緊急通行車両の先導等に当たる。

ウ 管理班

食糧、飲料水等の調達及び配布、最新の交通情報の収集、広報、被災県警察との連絡調整その他当該部隊の災害交通対策活動全般に係る活動の支援に当たる。

(3) 刑事部隊

ア 検視班

遺体安置場所等における検視又は死体見分に当たる。

イ 遺族対策班

被災者の心情に配慮した上で、遺体安置場所等における遺族等への遺体の引渡しに当たるとともに、災害警備本部又は行方不明者相談所等相談業務担当部門と連携した上、遺族等に安否情報の提供を行う。

第4 隊員の指定等

1 隊員の推薦

(1) 警備部隊

ア 神奈川県警察第一機動隊長及び神奈川県警察第二機動隊長（以下「機動隊長」という。）は所属の機動隊員の中から、関係警察署長は所属の神奈川県警察管区機動隊員として指定されている者（以下「管区機動隊員」という。）の中から、警備部隊の隊員として適する者を神奈川県警察広域緊急援助隊 警備部隊・交通部隊・刑事部隊・隊員推薦書（以下「推薦書」という。）及び神奈川県警察広域緊急援助隊（警備部隊）隊員個人カードにより、警備部長に推薦するものとする。

イ 機動隊長は、隊員の推薦に当たり、所属の機動隊員のうち現に神奈川県警察国際警察緊急援助 隊員若しくは神奈川県警察特別救助隊員として指定されている者又はこれらの者と同等の救出救助活動に係る技能を有すると認められる者を優先して推薦するものとする。

ウ 警備部隊の各級指揮官となる幹部隊員は、人格識見に優れ、災害警備活動に係る指揮能力の優れた者を推薦するものとする。

(2) 交通部隊

ア 神奈川県警察第一交通機動隊長、神奈川県警察第二交通機動隊長及び神奈川県警察高速道路交通警察隊長は、所属の隊員の中から、交通部隊の隊員として適する者を推薦書及び神奈川県警察広域緊急援助隊（交通部隊）隊員個人カードにより、交通部長に推薦するものとする。

イ 交通部隊の各級指揮官となる幹部隊員は、人格識見に優れ、災害交通対策活動に係る指揮能力の優れた者を推薦するものとする。

(3) 刑事部隊

ア 刑事部各所属長は、所属の課員及び隊員の中から、検視等業務についての必要な知識及び技能を有する者を推薦書及び神奈川県警察広域緊急援助隊（刑事部隊 隊員個人カード 以下 刑）（「事部隊員個人カード」という。）により、刑事部長に推薦するものとする。

イ 警務部警務課長は、所属の課員の中から、被害者支援についての知識及び経験を有する者を推薦書及び刑事部隊員個人カードにより、刑事部長に推薦するものとする。

2 隊員の指定

1 の推薦により、警備部長は警備部隊の隊員を、交通部長は交通部隊の隊員を、刑事部長は刑事部隊の隊員を指定する。

3 指定の解除の申請

関係所属長は、警備部隊、交通部隊又は刑事部隊の隊員に昇任、他所属への配置換え、病気その他やむを得ない理由が生じたときは、神奈川県警察広域緊急援助隊（警備部隊・交通部隊・刑事部隊）隊員指定解除申請書により、警備部隊の隊員については警備部長に、交通部隊の隊員については交通部長に、刑事部隊の隊員については刑事部長に指定の解除を申請するものとする。

4 指定の解除

3 の申請により、警備部長は警備部隊の隊員の指定を、交通部長は交通部隊の隊員の指定を、刑事部長は刑事部隊の隊員の指定を解除する。

5 補充要員の指名

関係所属長は、隊員の事故等による欠員の補充要員について、あらかじめ指名しておくものとする。

第5 部隊の運用

1 派遣期間及び自活の原則

(1) 警備部隊

被災地での活動期間は おおむね 72 時間をめどとし その間、指揮所及び宿泊所の設営、食糧、飲料水等の補給等については、原則として、被災県警察の支援を受けることなく、自ら行うものとする。

(2) 交通部隊

被災地での活動期間は、おおむね 1 週間をめどとし、その間、原則として、災害現場周辺地域において、自らが用意した食糧、飲料水等による自活を行うものとする。

(3) 刑事部隊

被災地での活動期間は、おおむね 72 時間をめどとし、その間、原則として、災害現場周辺地域において、自らが用意した食糧、飲料水等による自活を行うものとする。

2 広報活動

広報責任者は、原則として警部の階級にある者とし、当該部隊の災害警備活動に関し、現場における取材対応、部隊活動の映像又は画像の提供等の任務を行うものとする。また、効果的な広報を実施するため、警備部長は、派遣する警備部隊への総務部広報県民課員の帯同についても配慮するものとする。

第6 服装及び帯同車両等

1 服装

(1) 警備部隊

警備部隊員の服装は、災害活動服等とする。ただし、先行情報班の班員については、情報収集活動を効果的に行うため、活動しやすい私服を着用できるものとし、災害活動服等は、携行するものとする。

(2) 交通部隊

ア 先行情報班

情報収集活動を円滑に行うため、原則として、交通乗車服又は制服以外の自動二輪車の運転に適した適宜の服装とし、白バイ用ヘルメットを着用するものとする。

イ 交通対策班

原則として、交通乗車服とする。

ウ 管理班

食糧、飲料水等の調達、配布等の後方支援活動を主たる任務とする者及び管理班の責任者が指定した者は、原則として、与えられた任務の遂行に適した適宜の私服とし、それ以外の者は、交通乗車服とする。

(3) 刑事部隊

刑事部隊員の服装は、原則として、作業服とする。ただし、感染予防、遺族対応上等の必要により、任務の遂行に適した適宜の服装とすることができる。

2 帯同車両等

- (1) 携行装備資機材及び帯同車両は、警備部隊については警備部長が、交通部隊については交通部長が、刑事部隊については刑事部長が別に指示するものとする。
- (2) 警察用航空機及び警察用船舶の帯同は、警備部隊については警備部長が、交通部隊については交通部長が、刑事部隊については刑事部長が、地域部長と協議して別に指示するものとする。

第7 機動警察通信隊員の帯同県広域緊急援助隊の派遣に伴う機動警察通信隊員の帯同は、警備部隊については警備部危機管理対策課長が、交通部隊については交通部交通指導課長が、神奈川県情報通信部機動通信課長と協議し、部隊の集合場所、集合時間等出動に係る連絡調整を行うものとする。

第8 派遣事務

- 1 派遣に関し必要な事項は、警備部隊については警備部長が、交通部隊については交通部長が、刑事部隊については刑事部長が別に指示するものとする。
- 2 派遣に関する事務は、警備部隊については警備部危機管理対策課において、交通部隊については交通部交通指導課において、刑事部隊については刑事部刑事総務課において行うものとする。

第9 指揮

派遣された県広域緊急援助隊は、被災地を管轄する警視總監又は警察本部長の指揮の下に、所定の任務に当たる。

第10 活動上の留意事項

- 1 救出救助活動
救出救助活動に当たっては被災者等の心情に配慮するとともに 装備資機材を最大限に活用し、被災者等の早期発見及び迅速かつ安全な救出救助に努めるものとする。
- 2 広報活動
被災者等の安心感を醸成するため、災害警備活動に関し、積極的な広報に努めるものとする。
- 3 受傷事故の防止
災害警備活動を行う際には、二次災害の発生も危ぐされることから、装備資機材を最大限に活用するとともに、隊員相互の連携を強化するなどして受傷事故防止の徹底を図るものとする。

第11 教養訓練

1 警備部長による教養訓練

- (1) 警備部長は、警備部隊の隊員に対し、大規模災害に迅速かつ的確に対処するための出動訓練、災害救出救助訓練等の実践的な教養訓練を実施し、部隊の士気及び練度の向上並びに部隊相互の連携強化を図るものとする。

(2) 警備部長は、警備部隊の隊員以外の機動隊員及び管区機動隊員についても、災害警備活動に必要な技術の習得及び向上を図るための教養訓練を実施するものとする。

2 交通部長による教養訓練

(1) 交通部長は、交通部隊の隊員に対し、招集及び出動訓練、緊急交通路の確保等について実践的な教養訓練を実施し、練度の向上を図るものとする。

(2) 交通部長は、交通部隊の隊員以外の交通機動隊員及び高速道路交通警察隊員についても、被災地における緊急交通路の確保等に関する教養訓練を実施するものとする。

3 刑事部長による教養訓練

(1) 刑事部長は、刑事部隊の隊員に対し、多数死体の検視、死体見分、遺族への対応等の活動に係る専門的かつ実践的な教養訓練を実施するものとする。

(2) 刑事部長は、刑事部隊の隊員以外の刑事部所属職員についても、多数死体の検視等に関する教養訓練を実施するものとする。

4 関係所属長による教養訓練

関係所属長は、県広域緊急援助隊の隊員及び欠員の補充要員に対し、災害警備活動、災害交通対策活動、多数死体の検視等活動、通信機材の取扱い等に係る専門的かつ実践的な教養訓練を計画的に実施し、その士気及び練度の向上に努めるものとする。

第 12 装備資機材の管理

関係所属長は、県広域緊急援助隊の装備資機材を常に良好に管理しておくとともに、いかなる災害の発生に際しても、派遣される県広域緊急援助隊が、当該災害への対応に要する装備資機材を帯同し、被災地に迅速に赴くことができるよう、災害の態様に応じて必要となる装備資機材を整理しておくものとする。

第 13 関東管区広域緊急援助隊への編成
県広域緊急援助隊は、災害の規模等により、関東管区広域緊急援助隊に編成される。